

意見募集要領

電波利用料の見直しに関して意見される方は、下記のより意見を提出してください。

記

1. 意見提出フォーマット（別添「電波利用料の見直しに関する意見募集の提出フォーマット」）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに日本語にて御提出ください。
なお、提出意見は日本語で記入してください。
2. 意見を補足する資料があれば、A 4 判（様式自由）で添付してください。
3. 意見は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、F A X、持参又は郵送の場合、提出意見を電子媒体により提出していただくようお願いすることがありますので、その際にご協力をお願いします。

【電子メールの場合】

電子メールアドレス：sufs-jimukyoku_atmark_ml.soumu.go.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

電波利用料の見直しに関する検討会 事務局宛て

なお、電子メールの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

【F A Xの場合】（※担当に電話連絡後、送付してください。）

電話番号：03-5253-5881

F A X 番号：03-5253-5882

電波利用料の見直しに関する検討会 事務局宛て

【持参又は郵送の場合】

送付先住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

総務省総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室

電波利用料の見直しに関する検討会 事務局宛て

【電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合】

添付ファイルは利用できません。

添付ファイルを利用する場合は、電子メールにて御提出ください。

4. 意見提出期限

平成 25 年 4 月 5 日（金）正午（必着）とします。

なお、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出様式に意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5. 留意事項

（1） 意見の取扱い

提出された意見は、検討会における議論の参考とさせていただきます。提出された意見については、募集期間終了後、取りまとめて公表する予定です。なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体にあつては、団体名及び団体の代表者名）及び意見提出者の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。意見提出者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

なお、意見に対する個別の回答は致しかねますので御了承ください。

（2） 意見内容の聴取

検討会において、提出された意見内容の詳細を把握するため、説明していただくことがあります。説明を求める場合は、事務局より意見提出者に事前に御連絡いたしますので、あらかじめ御了承ください。なお、説明に当たって発生する交通費等は支給されません。

（3） 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

6. その他

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、意見内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

以上

電波利用料の見直しに関する意見募集の提出フォーマット

平成 年 月 日

※赤字は留意事項・記入例です。提出の際には全て削除してください。

組織名及び 代表者氏名	
住 所	
連絡先	担当者氏名： 電話： F A X： e-mail：

※提出する組織の名称（企業名、大学名等）及び組織の代表者氏名を御記入ください。

共同で意見提出する場合には、連名で御記入ください。

※意見提出内容等に関し、問い合わせることや検討会における説明を依頼することがあります。

検討課題	ご意見・解決すべき課題
1. 電波利用料共益事務 の在り方	【検討課題に対する意見】 *****
3. その他	【検討課題（1）例①に対する意見】 ***** 【主な検討課題以外の課題】 （課題）***** （課題に対する意見）*****
その他 （留意事項や情報提 供など）	

※記入欄は必要に応じて追加してください。